

鳥取医学賞受賞について

岩美病院院長 渡邊 賢司



受賞された秋藤先生

ものでとても価値あるものです。このたび秋藤先生が受賞されることになり岩美病院にとりましても大変名譽なことだと感じています。

先生の論文は、鳥取県における胃癌検診に関するものです。鳥取県の検診事業は行政・医師会・大学が一緒になった健康対策協議会を中心として行われています。これは他県にない（他県ではできない）組織で、検診の受診率の高さや検診での病気の発見率の高さなど鳥取県が誇れるものです。

秋藤先生は自治医科大学を卒業後、内科系総合医として9年間の義務年限を県内の病院や診療所で果たされ、その後は消化器の専門医、そして県内では数少ない消化器病指導医として県立中央病院で活躍されました。平成15年4月より岩美病院に副院長として迎え、現在に至っています。先生が消化器専門医として今まで関わられた仕事のひとつが評価されたものと考えています。

先生の益々のご活躍を期待しています。

鳥取医学賞は、この1年間に鳥取医学雑誌に掲載された論文のなかで最も優秀な論文に対して与えられる

児童扶養手当・特別児童扶養手当受給者の方へ

8月は『児童扶養手当現況届 特別児童扶養手当所得状況届』の提出の月です。

「児童扶養手当現況届」は、
 { 児童の養育状況
 生計維持方法
 前年の所得
 公的年金の受給状況 }
 などを確認するため、



「特別児童扶養手当所得状況届」は、前年の所得などを確認するため、毎年8月に提出することになっています。

この届を提出されない場合、8月以降の手当が受けられなくなります。届出が必要な方には、関係書類をお送りしますので、

「児童扶養手当現況届」は、 岩美町役場住民生活課

「特別児童扶養手当所得状況届」は、 岩美町役場福祉保健課（岩美すこやかセンター内）へ手続きにおいでください。

なお、支給停止になっている方も届出が義務づけられています。

【手続きに必要なもの】

児童扶養手当

現況届用紙
 前年度交付された証書（支給停止者は除く）
 受給者及び児童の属する世帯全員の住民票
 所得・課税証明書
 （平成19年1月1日に岩美町に住民登録がなかった方のみ）
 手続きに使用している印鑑
 その他（必要な方に書類を同封しています。）

特別児童扶養手当

所得状況届用紙
 前年度交付された証書（支給停止者は除く）
 所得・課税証明書
 （平成19年1月1日に岩美町に住民登録がなかった方のみ）
 手続きに使用している印鑑

問い合わせ先

住民生活課 子育て支援係
 福祉保健課 すこやか係

☎73-1415
 ☎73-1333